

建築物省エネ法の届出を郵送で受け付けます(お知らせ)

本市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」第19条及び附則第3条に基づく届出 について、郵送により受付等の手続きを行うこととしましたので、お知らせいたします。

なお、これまで通り窓口での受付等も行っておりますので、お急ぎの場合は、直接窓口にて手続きをお願いいたします。

■ 郵送での届出について

1. 届出書類一式及び郵送届出チェック票を同封のうえ、信書の送付に対応した方法により郵送してください。（追跡サービスなどで到達が確認できる方法での郵送をお勧めします。）
2. 届出書類が提出先（担当課）に到着した日が受付日となります。届出の期限（工事着手の予定日の21日（評価書を併せて提出した場合は3日）前）までに下記の提出先に到着するよう余裕をもって発送してください。
3. 届出書類に不足等がある場合は追加で郵送いただくこととなります。また、書類等に指摘事項等がある場合は、電子メールかFAXで予め指摘内容の修正の確認を受けた後、修正版（差替え）の書類等を郵送してください。
4. 郵送による副本の返却をご希望の場合は、副本のサイズに対応した送料分の切手を貼った返信用封筒等（信書の送付に対応したもので、届出者または代理者の住所・会社名・氏名等が記入されたもの）を同封してください。
5. 手続きにおける郵送に係るすべての費用は届出をされる方の負担となります。また、郵送時の事故等に関して本市は責任を負いませんので、ご了承ください。

■ 提出先

届出に係る建築行為がある区の「区役所 街並み形成課 建築物省エネ法届出担当」あて

青葉区役所 〒980-8701 青葉区上杉一丁目 5-1	電話:022-225-7211 (代表)
宮城野区役所 〒983-8601 宮城野区五輪二丁目 12-35	:022-291-2111 (代表)
若林区役所 〒984-8601 若林区保春院前丁 3-1	:022-282-1111 (代表)
太白区役所 〒982-8601 太白区長町南三丁目 1-15	:022-247-1111 (代表)
泉区役所 〒981-3189 泉区泉中央二丁目 1-1	:022-372-3111 (代表)